

# 令和7年度 保育施設利用のご案内



(保育所・保育園の利用を希望している方用)

## 【目次】

1. 嘉麻市内の保育施設について . . . . . 1P
2. 子ども・子育て支援新制度について . . . . . 2P  
～保育の必要性の認定について～
3. 保育料の算定と納付について . . . . . 3～4P
4. 児童手当からの保育料の徴収について . . . . . 3～4P
5. 保育料の無償化と副食費について . . . . . 3～4P
6. 利用のための手続きについて . . . . . 5P
7. 必要書類について . . . . . 6P
8. 必要書類の記載例について . . . . . 7P～8P
9. 受付日程について . . . . . 9P
10. 大雨・台風時等における保育体制について . 9P

## 【申請書類の提出先について】

★新規児童（令和7年度から初めて利用する子ども）

⇒所定の日時、場所（9ページ参照）にご提出ください。

★継続児童（現在利用中の子どもと、その兄弟姉妹）

⇒現在利用中の保育所（園）にご提出ください。



嘉麻市

こども育成課 保育・幼稚園係

問合せ先 TEL42-7461

# 1. 嘉麻市内の保育施設について

市内には、次の保育所(園)があります。

| 地区   | 公・私 | 保育所(園)名  | 電話番号    | 住所         | 開所時間                             |
|------|-----|----------|---------|------------|----------------------------------|
| 稲築地区 | 私立  | あかり保育園   | 42-0212 | 平 747-15   | 7:30~18:30                       |
|      |     | なつき保育園   | 42-0355 | 漆生 854     | 7:15~18:30                       |
|      |     | みどり保育園   | 42-4386 | 口春 682-8   | 7:00~18:00<br>(延長保育 18:00~19:00) |
|      |     | 山野保育園    | 42-0438 | 山野 903     | 7:15~18:15                       |
|      | 公立  | 鴨生保育所    | 42-0308 | 鴨生 29-53   | 7:30~18:30                       |
| 碓井地区 | 私立  | 栄保育園     | 62-2272 | 上臼井 1346   | 7:15~18:15                       |
|      |     | まこと保育園   | 62-3409 | 下臼井 1023-1 | 7:30~18:30                       |
| 嘉穂地区 | 私立  | 恵大保育園    | 57-3318 | 牛隈 1948-1  | 7:15~18:15                       |
|      |     | めぐみ保育園   | 57-2910 | 上西郷 1261   | 7:15~18:15                       |
|      |     | 嘉穂らいむ保育園 | 57-0247 | 大隈町 719-1  | 7:30~18:30                       |
| 山田地区 | 私立  | 明見保育園    | 53-1918 | 下山田 469-12 | 7:30~18:30                       |
|      |     | 一本松保育園   | 53-1957 | 上山田 381-46 | 7:15~18:15                       |
|      | 公立  | どんぐり保育所  | 52-0569 | 上山田 479-1  | 7:30~18:30                       |

※事前に、利用を希望する保育所(園)にお子さんと一緒に見学に行き、保育方針や取り組み等の説明を受けてください。

※広域保育について

就労等の都合で、嘉麻市外の保育所(園)をご希望される方については、保護者の就労等の状況や受け入れ先の都合等により、利用ができない場合があります。詳しくはおたずねください。

●令和7年度の年齢別クラスは次のとおりです。

|     |                                    |
|-----|------------------------------------|
| 0歳児 | 令和 6年 4月 2日 生まれ ~                  |
| 1歳児 | 令和 5年 4月 2日 生まれ ~ 令和 6年 4月 1日 生まれ  |
| 2歳児 | 令和 4年 4月 2日 生まれ ~ 令和 5年 4月 1日 生まれ  |
| 3歳児 | 令和 3年 4月 2日 生まれ ~ 令和 4年 4月 1日 生まれ  |
| 4歳児 | 令和 2年 4月 2日 生まれ ~ 令和 3年 4月 1日 生まれ  |
| 5歳児 | 平成 31年 4月 2日 生まれ ~ 令和 2年 4月 1日 生まれ |

## 2. 子ども・子育て支援新制度について

幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月にスタートしました。

保育所（園）を利用する場合、利用の申込みに併せて、保育の必要性の認定（支給認定）をうけていただく必要があります。

### 【保育の必要性の認定について】

保育所（園）の利用を希望し、保護者が次の「保育必要事由」のいずれかに該当している場合、満 3 歳以上のお子さんは 2 号認定、満 3 歳未満のお子さんは 3 号認定となります。

また、保護者の保育の必要性に応じて「保育必要量」が次の 2 つに区分されます。

| 保育必要事由  | 保育必要時間    |
|---|-----------|
| ① 月 48 時間～119 時間の就労   | 短時間       |
| ② 月 120 時間以上の就労   | 標準時間      |
| ③ 妊娠、出産（予定日の 8 週間前の属する月の初日から産後 2 か月の間）                      | 標準時間      |
| ④ 保護者の疾病、障がい  | 標準時間      |
| ⑤ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護                                     | 標準時間又は短時間 |
| ⑥ 災害復旧  | 標準時間      |
| ⑦ 求職活動（起業準備を含む）※求職期間は 3 か月以内です                              | 短時間       |
| ⑧ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）                                     | 標準時間又は短時間 |
| ⑨ 保育所（園）希望児童の弟妹の育児<br>（生後 3 か月～満 1 歳を迎える月の末日まで、または育児休暇取得期間） | 短時間       |
| ⑩ 虐待や DV のおそれがあること  | 標準時間      |
| ⑪ その他、上記に類する状態として市が認める場合                                    | 標準時間又は短時間 |

### ●短時間利用の留意点

- ・短時間利用の保育時間の設定は、市内いずれの施設も 8:30～16:30 です。
- ・短時間利用でやむを得ず 8 時間を超える利用となったときは、延長保育料（30 分ごとに 100 円）がかかります。
- ・通勤時間や勤務時間帯等の都合で利用に支障がある場合や、標準時間認定の要件を満たしていても短時間利用を希望する場合は、保育・幼稚園係にご相談下さい。

※お子さんの状況により、保育所（園）が指定する保育時間でのご利用をお願いすることがあります。

### 3. 保育料の算定と納付について

保育料は、お子さんが保育所(園)の利用を開始した月から納めていただくことになります。  
保育料算定のためには、必ず年末調整・確定申告を済ませていただくことが必要です。

- 保育料は、お子さんの年齢、保護者(扶養義務者)の市町村民税の合計額をもとに算定します。  
毎年9月が保育料の切り替え時期となります。

| 保育所(園)の利用月 | 保育料の算定の基礎となる市町村民税該当年度 |
|------------|-----------------------|
| 4月から8月まで   | 令和6年度 市町村民税額に基づく保育料   |
| 9月から3月まで   | 令和7年度 市町村民税額に基づく保育料   |

- 保育料は、年度当初4月1日の年齢で決まります。  
年度途中で満年齢に達した場合も、その年度中の変更はありません。  
※4ページの保育料基準額表は、令和6年度のもので、令和7年度保育料基準額表は保育料決定通知時に送付いたします。
- 原則、父母が保育料の算定上の扶養義務者となります。  
ただし、お子さんと同居している祖父母等がいて、祖父母等がお子さんを扶養している場合には、その祖父母等がお子さんの扶養義務者として、保育料の算定に含まれることがあります。
- 保育料の納付方法は以下の通りです。  
口座振替 納付書 コンビニ・スマホ決済



### 4. 児童手当からの保育料の徴収について

利用者負担額(保育料)を納付期間内に納付されている方と納付されていない方との受益者負担の公平性を確保するため、保育料の滞納が続く方を対象とし、嘉麻市から支払う児童手当から保育料の滞納分について徴収する場合があります。



### 5. 保育料の無償化と副食費について

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。これにより、3歳児クラスから5歳児クラスのお子さんの保育料が無料となります。

- 副食費については、実費で保育所(園)にお支払いください。  
※副食費は、市民税所得割額が57,700円未満の世帯のお子さんと小学校就学前のお子さんの中で、3人目以降のお子さんは免除となります。



令和6年度 嘉麻市保育料基準額表（保育認定2・3号用）

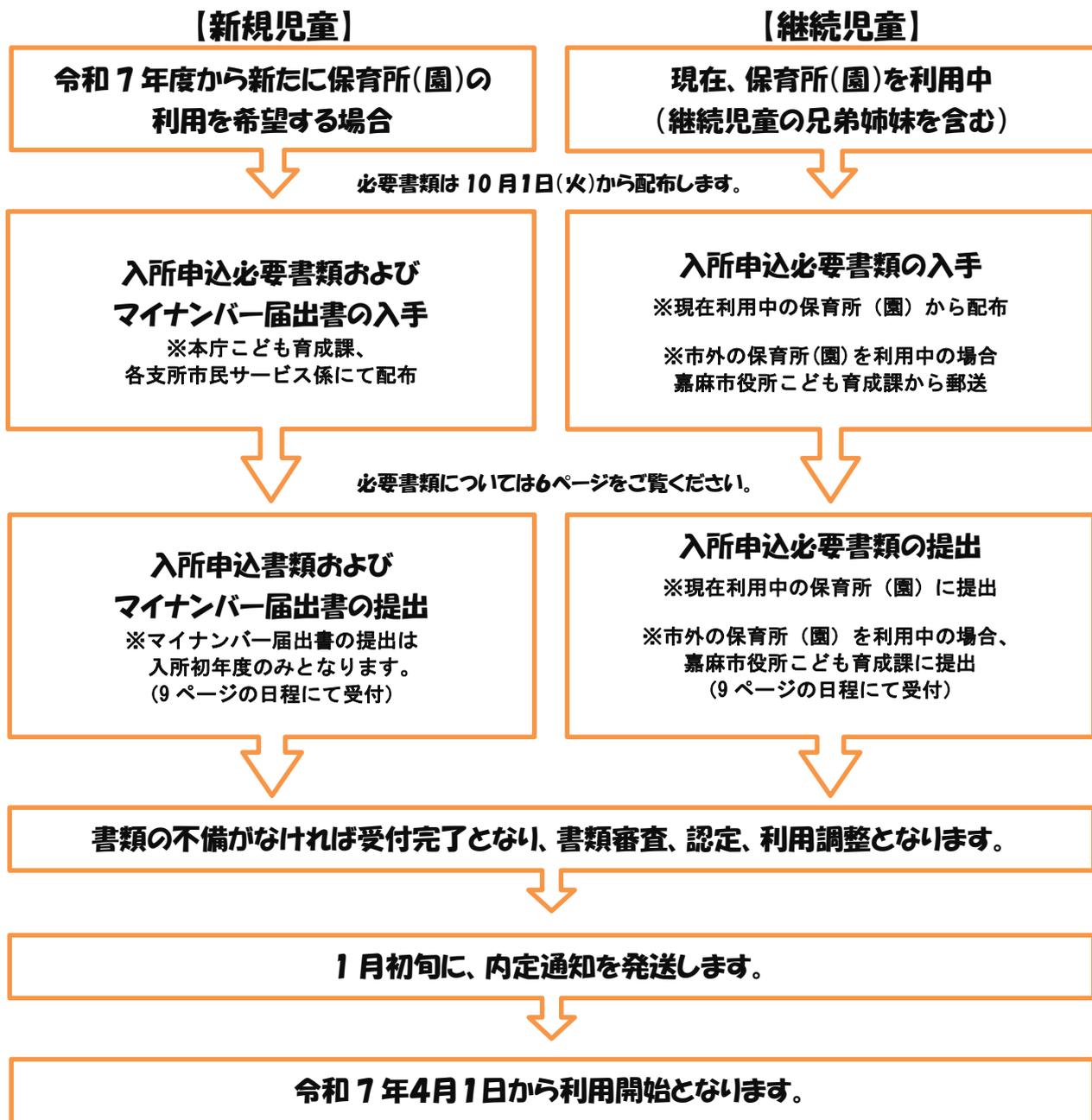
| 階層区分 |   | 第2子 | 3号認定      |        | 2号認定      |
|------|---|-----|-----------|--------|-----------|
|      |   |     | 0~2歳児 保育料 |        | 3~5歳児 副食費 |
|      |   |     | 第1子       | 保育標準時間 | 保育短時間     |
| 1    | 生活保護世帯  | 半額  | 0         | 0      | 免除        |
|      |   | 全額  | 0         | 0      |           |
| 2    | 1<br>(ひとり親世帯等)<br>市町村民税非課税世帯                          | 半額  | 0         | 0      |           |
|      |   | 全額  | 0         | 0      |           |
|      | 2<br>市町村民税非課税世帯                                       | 半額  | 0         | 0      |           |
|      |   | 全額  | 0         | 0      |           |
| 3    | 1<br>(ひとり親世帯等)<br>市町村民税所得割額<br>48,600円未満              | 半額  | 0         | 0      |           |
|      |   | 全額  | 5,960     | 5,960  |           |
|      | 2<br>市町村民税所得割額<br>48,600円未満                           | 半額  | 6,630     | 6,560  |           |
|      |   | 全額  | 13,260    | 13,120 |           |
| 4    | 1<br>(ひとり親世帯等)<br>市町村民税所得割額<br>48,600円以上<br>77,101円未満 | 半額  | 0         | 0      |           |
|      |   | 全額  | 6,120     | 6,120  |           |
|      | 2A<br>市町村民税所得割額<br>48,600円以上<br>57,700円未満             | 半額  | 10,200    | 10,060 |           |
|      |   | 全額  | 20,400    | 20,120 |           |
|      | 2B<br>市町村民税所得割額<br>57,700円以上<br>77,101円未満             | 半額  | 10,200    | 10,060 |           |
|      |   | 全額  | 20,400    | 20,120 |           |
|      | 3<br>市町村民税所得割額<br>77,101円以上<br>97,000円未満              | 半額  | 10,800    | 10,650 |           |
|      |   | 全額  | 21,600    | 21,310 |           |
| 5    | 1<br>市町村民税所得割額<br>97,000円以上<br>133,000円未満             | 半額  | 15,130    | 14,920 |           |
|      |   | 全額  | 30,260    | 29,850 |           |
|      | 2<br>市町村民税所得割額<br>133,000円以上<br>169,000円未満            | 半額  | 16,020    | 15,800 |           |
|      |   | 全額  | 32,040    | 31,600 |           |
| 6    | 1<br>市町村民税所得割額<br>169,000円以上<br>211,000円未満            | 半額  | 20,740    | 20,430 |           |
|      |   | 全額  | 41,480    | 40,860 |           |
|      | 2<br>市町村民税所得割額<br>211,000円以上<br>301,000円未満            | 半額  | 21,350    | 21,030 |           |
|      |   | 全額  | 42,700    | 42,060 |           |
| 7    | 市町村民税所得割額<br>301,000円以上<br>397,000円未満                 | 半額  | 21,870    | 21,540 |           |
|      |   | 全額  | 43,740    | 43,080 |           |
| 8    | 市町村民税所得割額<br>397,000円以上                               | 半額  | 27,300    | 26,870 |           |
|      |   | 全額  | 54,600    | 53,750 |           |

徴収  
※各園で金額が異なります。  
園にお問い合わせください。

4月から8月は前年度の市町村民税額に基づき算定、9月から3月は当年度の市町村民税額に基づき算定します。

- ①階層区分認定の基礎となる市町村民税課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、外国税額控除、国・地方公共団体等への寄付金控除の適用はありません。保育料はこれらを控除する前の税額から算定します。
- ②同一世帯から2人以上の小学校就学前のお子さんが、保育所(園)、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所、又は、児童発達支援、医療型児童発達支援、家庭的保育事業等を利用している場合は、上から2人目のお子さんの保育料は半額、3人目以降のお子さんは無料となります。
- ③網掛け部分の階層の場合、上記②に関わらず、年上のお子さんから順にカウントし、第何子になるかを決定します。  
※「ひとり親世帯等」とは、母子・父子世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯、その他市長が認めた世帯をいいます。
- ④副食費については、小学校就学前のお子さんの中で、3人目以降のお子さんは免除となります。

## 6. 利用のための手続きについて



保育の必要性の認定を行った後に、保育所(園)の利用調整を行います。

可能な限り、希望保育所(園)の利用ができるように調整を行っていきませんが、保育の必要性の高いお子さんから承諾を行っていくため、保育所(園)に受入れの余裕がない場合には、ご希望に添えない場合があります。

～お願い～

令和7年度利用についての書類を提出された後、次のような変更が生じたときは、速やかにご連絡ください。

- ◇求職活動が実り、仕事が決まったとき
- ◇仕事の内容が変わり、保育を必要とする時間帯が変わったとき
- ◇仕事を辞めたとき
- ◇住所が変わったとき
- ◇出産を控え仕事を休職または退職したとき
- ◇出産から2か月を経過するとき(3か月目以降は保育必要量が変更となります。)
- ◇世帯の状況が変わったとき(例：婚姻、離婚等)

## 7. 必要書類について

保育所（園）の利用手続きには、次の書類をご提出ください。

### ●支給認定（現況届）申請書兼施設利用申込書

※利用希望児童1人につき1枚必要です。（7～8ページ参照）

### ●保育必要事由を確認する資料及び保育料算定のために必要な資料

※以下参照



#### 【保育必要事由を確認するための資料について】

利用を希望する子どもの保護者（父・母等）について、保育必要事由（家庭で保育ができないこと）を確認するためのいずれかの資料の提出が必要です。

※嘉麻市所定の様式をお使いください。

#### ① 会社等に勤務 ⇒就労証明書

- ・会社、事業主が記入、証明したものを提出ください。
- ・育児休業取得中の場合、復職予定日欄の記入（証明）をお願いします。

#### ② 自営業、農業、内職等 ⇒就労証明書

- ・事業主（状況によりご自分）が記入したものを提出ください。

#### ③ 妊娠・出産 ⇒母子手帳の写し

- ・出産（予定）日と、母の氏名がわかる欄の写しが必要です。

#### ④ 病気、怪我、障がい等 ⇒疾病・障がい状況申立書、診断書

- ・申立書に、病気やけが等の状況についてご記入ください。
- ・家庭での保育ができないことを記載した医師の診断書を提出ください。

#### ⑤ 介護、看護 ⇒介護・看護状況申立書

#### ⑥ 災害復旧 ⇒罹災証明、申立書

#### ⑦ 求職活動 ⇒就労誓約書

- ・求職活動や起業準備の状況をご自身で記入してください。

#### ⑧ 就学 ⇒在学中の学校や訓練校等が発行する在学証明書（期間が確認できるもの）

#### ⑨ 雇用期間等により、認定開始日以降の就労証明書が提出できない場合⇒就労状況申告書

#### ⑩ その他 ⇒状況に応じ必要な書類をお伝えします。

#### 【保育料算定のために必要な資料について】

#### ① 世帯内に身体障害者手帳などをお持ちの方 ⇒手帳の写し

#### ② 兄弟姉妹の方の中で、児童発達施設等を利用しているお子さんがいる場合 ⇒在籍状況がわかるもの（受給者証の写しなど）

※上記のほか、確認の必要がある場合は、他の書類の提出をお願いすることがあります。ご協力をよろしくお願いします。

# 8. 必要書類の記載例について



## 支給認定(現況届)申請書 兼 保育所等利用申込書

保育所・認定こども園・幼稚園・地域型保育 共通

(施設型給付費・地域型保育給付費等) 【 新規 継続 】

|   |   |  |  |
|---|---|--|--|
| (あて先) 嘉麻市長  |   | 保護者氏名  |  |
| 次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る支給認定(現況届)を申請します。また、保育所等における保育の利用をあわせて申し込みます。 |   | ふりがな   | かま たろう   |
| 令和 7 年 1 月 13 日   |   | 氏名   | 嘉麻 太郎  |
| 申請及び利用申込みに係る<br>小学校<br>就学前の子ども  | ふりがな  | 生年月日   | 性別   |
|   | 氏名  | 平成・令和 6 年 5 月 # 日<br>令和7年4月1日現在 ( 0 歳)<br>お申し込み日現在 ( 0 歳)  | 男・ <input checked="" type="radio"/> 女  |
| 障害手帳  | アレルギー   | お子さんの発育・発達について、気になること ※「有」の場合は、具体的にご記入ください   |  |
| 有・ <input checked="" type="radio"/> 無                                 | (有) (卵) ・無  | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無  |  |
| 利用を希望する<br>認定区分   | <input type="checkbox"/> 1号 教育標準時間<br>(満3歳以上児 幼稚園等) | <input type="checkbox"/> 2号(保育3歳以上児)<br><input type="checkbox"/> 標準時間 <input type="checkbox"/> 短時間 | <input checked="" type="checkbox"/> 3号(保育3歳未満児)<br><input checked="" type="checkbox"/> 標準時間 <input type="checkbox"/> 短時間 |
| 保護者住所   | 嘉麻市 岩崎1180番地1 番地                                    |  |  |
| 電話番号  | (1) 自宅 (父携帯・母携帯・その他( ))                             | (2) 自宅・父携帯 (母携帯・その他( ))  | (3) 自宅・父携帯・母携帯・その他(自宅)   |
|   | )80-△△△△-△△△△                                       | 090-××××-××××  | 0948-〇〇-〇〇〇〇   |
| 令和6年1月1日 市内居住   | 令和7年1月1日 市内居住                                       | 嘉麻市外に居住の世帯員  |  |
| <input checked="" type="radio"/> 有・無                                  | <input checked="" type="radio"/> 有・無                | 有(氏名: ) <input checked="" type="radio"/> 無 ※「有」の場合は、住所をご記入ください<br>住所:                              |  |

次の①～⑤に、必要事項を記入してください。裏面もありますので忘れずにご記入ください。

### ① 利用を希望する施設、期間等

|           |                                    |                          |                    |
|-----------|------------------------------------|--------------------------|--------------------|
| 利用を希望する施設 | 第1希望<br>どんぐり<br>保育所(園)・幼稚園         | 第2希望<br>鴨生<br>保育所(園)・幼稚園 | 第3希望<br>保育所(園)・幼稚園 |
| 利用希望理由    | 園の方針に共感できるため                       | 職場から近いため                 |                    |
| 利用希望期間    | 令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで |                          |                    |

☆記入例

- ・兄弟が入所している
- ・通勤途中にある
- ・自宅に近い

保育の利用を必要とする理由等 ※1号認定(幼稚園等利用者)は記入不要

|   |  |  |                                       |
|---|--|--|---------------------------------------|
| 利用を必要とする理由<br>保護者：父・母または<br>親に児童を監護している方  | 続柄   | 必要とする理由  |                                       |
|   | 父  | <input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産【予定日： . . . . .】 <input type="checkbox"/> 育児 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい<br><input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 就学【期間： . . . . . ~ . . . . .】 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> その他( ) |                                       |
| 児童の保護者(父・母)が不在<br>または<br>児童と住民票上の住所が異なる場合 | 続柄   | 保護者の状況   |                                       |
|   | 父  | <input type="checkbox"/> 単身赴任 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> その他【不在事由発生日： 年 月 日～】  |                                       |
| 希望する利用時間                                  | 8時 00分から   | 17時 30分まで  | 兄弟姉妹の保育所等利用                           |
| 希望する利用曜日                                  | <input checked="" type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 火 <input checked="" type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> 木 <input checked="" type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 |  | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 |

### ③ 世帯の状況 ※住民票世帯員だけでなく、利用希望子ども以外の同居者全員を記入してください。

| 区分      | 氏名                                    | 子どもの続柄                                | 生年月日          | 性別   | 職業又は学校名等          | 障害手帳   | 備考        |
|---------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------|--|-------------------|--|-----------|
| 子どもの世帯員 | 嘉麻 太郎                                 | 父                                     | THSR 64.1.1   | 男・女  | △△コーポレーション(株)     | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無                      |           |
|         | 嘉麻 花子                                 | 母                                     | TISR 2.1.2    | 男・女  | ●△事務所、R6.6.1～産前休暇 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無                      |           |
|         | 嘉麻 つつじ                                | 姉                                     | TISR 25.12.10 | 男・女  | ●●小学校             | <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 | 身体障害者手帳1級 |
|         |                                       |                                       | THSR          | 男・女  |                   | 有・無  |           |
| 該当有無    | 生活保護の適用                               | ひとり親家庭等医療証の有無                         |               | 児童扶養手当の受給の有無   |                   | 幼稚園等の利用  |           |
|         | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 |               | <input type="checkbox"/> 受給中 <input type="checkbox"/> 申請中 <input checked="" type="checkbox"/> 受給なし |                   | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無                      |           |

※世帯内に障害者手帳などをお持ちの方がいる場合はコピーの添付をお願いいたします。

## ④ お子さんの保育状況等 ※1号認定(幼稚園等利用者)は記入不要

(1) 現在のお子さんの状況についておたずねします。

- 保育所(園)を利用  幼稚園に在園している  認可外保育園を利用  一時保育を利用  父母がみている  
 祖父母等に預けている  職場に連れて行く  近所に預けている  その他( )

(2) 保育所の希望状況についておたずねします。

- ①第1希望の保育所(園)以外でもよい  
 第2希望までよい  第3希望までよい  どこでもよい  
 ②第1希望の保育所(園)を利用できない場合は辞退する

(3) 令和7年度初めて保育所(園)の利用を希望される方におたずねします。

保育所(園)の利用ができなかった場合、保護者の状況は次のいずれの状況になりますか。

- 保育所(園)の利用ができなくても、求職活動を開始または採用予定日・復職予定日に就労を開始する。

\* お子さんの保育はどなたがされますか? ⇒  祖

- 保育所(園)の利用ができない場合、就労の内定が取

- 保育所(園)の利用ができるまで、就労開始(復職)を

- 保育所(園)の利用開始後、求職活動を開始する。

- 育児休暇の延長のために、保育所(園)を利用できない証明等が

平成30年度から受給者証の交付が任意となりました。  
 必要に応じて、チェックを入れてください。

## ⑤ 支給認定証について(平成30年度から支給認定証の交付が任意となりました。)

支給認定証の交付を希望するかおたずねします。(支給認定証の交付を受けた方は記載事項が変更になった際、返還が必要です。)

※どちらにもチェックがついていない場合は、交付をいたしません。ご了承ください。

- 希望する。  希望しない。

## ⑥ 認定申請処理と税情報等の提供に当たっての署名欄

(1) 入所の申請については、審査に時間を要する場合があります、30日以内に通知を交付できないことがあります。

(2) 嘉麻市が、施設型給付費・地域型保育給付費等の支給に必要な市町村民税の情報(同一世帯を含む)及び世帯情報を閲覧すること。

また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

(3) 申込み内容が事実と相違するとき、また、提出書類に不備があり、提出に応じない時は無効とされても異議はありません。

(4) 以下の「利用申込みに際しての確認・注意事項について」の内容を確認し、該当事項について承諾します。

## 利用申込みに際しての確認・注意事項について

- ・今年度、新たに申込みをする場合、①の利用を希望する保育所(園)は、必ず第3希望まで記入してください。
- ・世帯の状況に変更が生じた場合(婚姻・離婚等による世帯構成変更等)は必ずご連絡ください。
- ・保育の利用を必要とする理由に変更が生じた場合(就労状況の変更、出産等)は必ずご連絡ください。
- ・就労状況等の確認のため、年度途中で勤務・就労証明書及び給与明細等の提出を依頼する場合があります。
- ・利用者負担額の決定に際し、保護者(父・母及び子どもを現に監護する者)は、市町村民税の申告が必要です。
- ・市町村民税の申告内容を修正・変更した場合は、その写しを必ず提出してください。
- ・申込時には、お子様と一緒に希望する保育所(園)を訪問し、保育方針や別途費用等(体操服代等)をご確認ください。

保護者氏名 嘉麻 太郎

以下\*印の欄は記入する必要はありません。

\*施設記載欄(施設を経由して嘉麻市に提出する場合)

|          |  |       |  |
|----------|--|-------|--|
| 受付年月日    |  | 事業者番号 |  |
| 施設(事業者)名 |  | 連絡先   |  |
| 備考       |  |       |  |

\*嘉麻市記載欄

|            |   |             |  |
|------------|---|-------------|--|
| 認定証番号      |   | 認定区分        | <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号( <input type="checkbox"/> 標 <input type="checkbox"/> 短 ) |
| 認定の可否      | <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否<br>年 月 日 認定 | ( 否 とする理由 ) |  |
| 支給の可否      | <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否<br>年 月 日 内定 | ( 否 とする理由 ) |  |
| 利用施設(事業者)名 |   | 支給(利用)期間    | 自 年 月 日<br>至 年 月 日   |
| 備考         |   |             | 受付印  |

## 9. 受付日程について

### 【新規児童：入所申込書及びマイナンバー届出書の提出】

令和7年4月から初めて入所(園)を希望される新規児童については、入所希望の保育所(園)ごとに下記の場所・日時に申請書類の受け付けを行います。

### 【対象者】

令和7年4月1日現在、生後3ヶ月以上6歳未満の児童

### 【受付場所・日時】

希望保育所(園)の日程でのご都合がつかない場合は、予備日にお越し下さい。

予備日が受け付けの最終となりますので、どうぞご留意下さい。

| 受付日       | 入所希望保育所                            | 受付時間        | 受付場所          |
|-----------|------------------------------------|-------------|---------------|
| 11月11日(月) | みどり保育園                             | 9:30~10:30  | 本庁舎<br>こども育成課 |
|           | あかり保育園                             | 11:00~12:00 |               |
|           | なつき保育園                             | 13:30~14:30 |               |
|           | 山野保育園                              | 15:00~16:00 |               |
|           | 鴨生保育所                              | 16:30~17:30 |               |
| 11月12日(火) | 明見保育園                              | 9:30~10:30  |               |
|           | どんぐり保育所                            | 11:00~12:00 |               |
|           | 一本松保育園                             | 13:30~14:30 |               |
| 11月13日(水) | まこと保育園                             | 9:30~10:30  |               |
|           | 栄保育園                               | 11:00~12:00 |               |
| 11月14日(木) | 嘉穂らいむ保育園                           | 9:30~10:30  |               |
|           | 恵大保育園                              | 11:00~12:00 |               |
| 11月15日(金) | いなつきれんげ幼稚園<br>(保育園部)<br>広域保育所及び予備日 | 8:30~19:00  |               |

## 10. 大雨・台風時等における保育体制について

気象警報(暴風、大雨、洪水、大雪等)が発表され、施設の立地条件により保育することが危険であると予測されるときや、送迎時に危険が伴うと予測されるときは、閉園時間を早めたり、休園の対応を取る場合があります。保護者の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。